

瀬戸内海国立公園中山園地、黒峰園地及び大崎山園地維持管理業務（除草）仕様書

(適用)

- 1 この仕様書は、瀬戸内海国立公園中山園地、黒峰園地及び大崎山園地の維持管理に係る委託業務に適用する。

(業務の内容)

- 2 本業務は、施設の安全・快適な利用を図るため次の内容により実施するものである。
- (1) 業務の名称 瀬戸内海国立公園中山園地、黒峰園地及び大崎山園地維持管理業務（除草）
- (2) 業務の場所 高松市中山町、同市亀水町、坂出市王越町
- (3) 業務の期間 令和7年5月1日から令和8年2月27日まで
- (4) 業務の内容 園地・園路の除草 7,550 m² 年2回（大崎山(鼻)L②園路は年1回）

【参考】園地別除草面積内訳

園地名		全 体 面 積 (m ²)	除 草 面 積 (m ²)	備 考
中山	園路	0	0	
	園地	1,960	1,550	
	小計	1,960	1,550	
黒峰	園路	0	0	
	園地	4,320	2,050	
	小計	4,320	2,050	
大崎山	園路	400	150	
	園地	470	450	別添除草区域図Ⅰ
		1,800	1,800	別添除草区域図Ⅱ
	小計	2,670	2,400	
大崎山(鼻)	園路	1,080	30	L①
			650	L②、年1回
	園地	870	870	
	小計	1,950	1,550	
合計	合計	10,900	7,550	

※園路の面積はL (m) ×換算係数 (W=) 1.0mとする。

- (5) 業務の範囲 別添図面のとおり

(園地・園路の除草)

- 3 除草は、次の内容により実施する。
- (1) 上記2 (4) に記載の回数を、草の繁茂状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。
- (2) 園路の除草にあつては、歩道部分及び路側両側各50cm程度の除草を行うこと。

(業務計画)

- 5 業務を実施するにあたり、あらかじめ実施時期等を記した「委託業務計画書」を作成し、提出すること。

(業務報告)

- 6 年間の業務完了後、遅滞なく「業務実績報告書」に実施回数等を記載し、作業実施状況一覧及び作業写真を添付して報告すること。
また、詳細な作業内容については、作業日報等を作成し、受託者において保存すること。

(検査（確認を含む）及び立会等)

- 7 委託者は、「業務実績報告書」の提出があったときは、速やかに業務履行確認を行うものとする。
また、委託者は、業務実施状況について適宜現場確認・立会できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(その他)

- 8 事故・災害等を発見したとき、または通報があったときは、速やかに委託者に報告すること。
- 9 業務実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し問題解決に努めるものとする。